

平成18年5月22日

各 位

株式会社日本トリム

代表取締役社長 森澤紳勝

(東 証 第 一 部 : 6 7 8 8)

お問い合わせ先

常務取締役管理事業部長 香山昭人

TEL : 0 6 - 6 4 5 6 - 4 6 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月22日開催の当社臨時取締役会において「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条に機関の規定を新設するとともに、会計監査人が会社の機関となったことに伴い、第6章(会計監査人)を新設し、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (2)会社法第189条第2項の規定に伴い、単元未満株主の権利を合理的範囲に制限するため、変更案第10条に単元未満株式についての権利の規定を新設するものであります。
- (3)インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を変更案第18条に新設するものであります。
- (4)取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を変更案第25条第2項新設するものであります。
- (5)その他関連する規定について、条文の新設または削除、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

(別紙)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社日本トリムと称し、英文では、N I H O N T R I M C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 家庭用電気機械器具及び同部品の製造並びに販売2 . 電子工学用機械、理化学機器及び同部品の製造並びに販売3 . 医療用機械器具及びその付属品の製造、加工、販売4 . プラスチック、ポリウレタン、溶剤等化学工業プラントに関する計画、設計、並びにそれに付帯する装置の開発5 . 化学工業用プラント工事の設計及び施工に関する業務6 . 清涼飲料水の製造及び販売7 . 不動産の賃貸業8 . 損害保険代理業9 . 前各号に付帯する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">1 . (現行どおり)2 . (現行どおり)3 . (現行どおり)4 . (現行どおり)5 . (現行どおり)6 . (現行どおり)7 . (現行どおり)8 . (現行どおり)9 . (現行どおり) <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 . 取締役会</u><u>2 . 監査役</u><u>3 . 監査役会</u><u>4 . 会計監査人</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、800万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 <u>当社の1単元の株式の数は50株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、800万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 <u>当社の単元株式数は50株とする。当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>前項</u>その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日より3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p><u>前項</u>の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主とする。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招 集 者 及 び 議 長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第14条 <u>株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(定 時 株 主 総 会 の 基 準 日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第15条 (現 行 ど お り)</p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第17条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第15条 当社の取締役は、10名以内とする。 (選 任) 第16条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 (現行どおり) (選 任) 第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議により</u>、代表取締役を選任する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により</u>、取締役のうちから取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから選任する。</p> <p>前項により、役付取締役をおいたとき、代表取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は代表取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>代表取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p>	<p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役のうちから取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから選任する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が<u>出席しその</u>取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が<u>出席した</u>取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第23条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第24条 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第29条 <u>監査役は株主総会で選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であつた者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>監査役(監査役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令お定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第36条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第<u>32</u>条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>34</u>条 当会社は、取締役会の決議により<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>38</u>条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>40</u>条 当会社は、取締役会の決議によって<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>41</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>